

# 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する 条例に基づく「指定希少野生生物」(34種+1種2地域個体群)

京都府自然環境保全課 (TEL : 075-414-4706 E-mail : shizen-kankyo@pref.kyoto.lg.jp)



ニホンカワネズミ  
(絶滅危惧種)



ヤマコウモリ  
(要注目種)



オヒキコウモリ  
(絶滅寸前種)



ニホンモモンガ  
(絶滅危惧種)



ヒメクロウミツバメ  
(絶滅危惧種)



オオタカ  
(絶滅危惧種)



タマシギ  
(絶滅危惧種)



コアシサシ  
(絶滅寸前種)



ブッポウソウ  
(絶滅寸前種)



アベサンショウウオ  
(絶滅寸前種)



オオサンショウウオ  
(絶滅危惧種)



ヤマトサンショウウオ  
(絶滅寸前種)



セウチサンショウウオ  
(絶滅寸前種)



ナゴヤダルマガエル  
(絶滅寸前種)



イタセンパラ  
(絶滅寸前種)



アユモドキ  
(絶滅寸前種)



ヒヌマイトトンボ  
(絶滅寸前種)



オオウスバカゲロウ  
(絶滅危惧種)



ミズスマシ  
(絶滅危惧種)



ギフチョウ(網野町個体群)  
(絶滅危惧種)



ギフチョウ(大原野個体群)  
(絶滅危惧種)



イソコモリグモ  
(絶滅危惧種)



カタハガイ  
(絶滅危惧種)



フクジュソウ  
(絶滅寸前種)



オグラコウホネ  
(絶滅寸前種)



レンリソウ  
(絶滅寸前種)



フナバラソウ  
(絶滅寸前種)



イワギリソウ  
(絶滅寸前種)



オオキンレイカ  
(絶滅寸前種)



ベニシヤマシクヤウ  
(絶滅寸前種)



キブネダイオウ  
(絶滅寸前種)



ヒメザゼンソウ  
(絶滅寸前種)



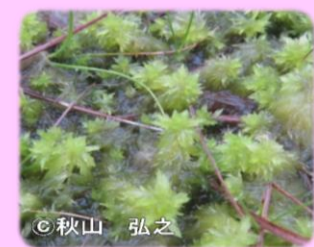
トモエソウ  
(絶滅寸前種)



ユキミバナ  
(絶滅危惧種)



ホソバミズゴケ  
(絶滅危惧種)



ハリミズゴケ  
(絶滅寸前種)

## 「指定希少野生生物」は

- 許可なく捕獲や採取などができませんのでご注意ください。
- 府民等が協働して保全する取組を府が支援しています。

詳しくは  
こちら





# 1. 「指定希少野生生物」とは？

京都府内で絶滅のおそれのある種のうち、特に保全を必要とする種を「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成19年京都府条例第51号)」に基づき指定したものです。

指定希少野生生物に指定された種の捕獲や採取等の行為は条例違反となり、罰則等の対象となります。また、指定希少野生生物を対象として保全団体が地域住民や研究者など、多様な主体と協働して行う保全の取組を府が支援する制度を設けています。

## 2. 「指定希少野生生物」に関する規制等

### ① 捕獲・採取等に関する規制

#### ◎ 捕獲・殺傷等の禁止

指定希少野生生物の生きている個体については、捕獲、採取、殺傷又は損傷の行為が原則禁止されます。(条例第13条第1項)

#### ◎ 巣の破壊等の禁止

知事が別に定める指定希少野生生物の巣については、鳥類などの繁殖活動を守るため、定められた期間及び範囲において、正当な理由なく破壊又は損傷することが原則禁止されます。(条例第13条第2項)

### ② 譲渡し、譲受け等に関する規制

条例の規定に違反して捕獲等された指定希少野生生物の個体若しくはその器官又はこれらの加工品(以下「個体等」という。)は、譲渡し、譲受け等の行為(有償、無償を問わない。)が原則禁止されます。(条例第14条第1項)

指定希少野生生物の個体の「器官」又はこれらの「加工品」とは

[器官] 骨、皮、羽、毛、角、葉、花、実、枝、茎、根など [加工品] はく製、標本など

### ③ 所持の禁止

条例第13条第1項の規定に違反して捕獲等された指定希少野生生物の個体等を所持することは禁止されます。(条例第14条第2項)

「所持」とは、指定希少野生生物の個体を飼養、栽培したり、その皮、羽などの器官やはく製などの加工品を持っていたりすることをいいます。

### ④ 陳列・広告の禁止

指定希少野生生物の個体等については、原則として販売等の目的で陳列や広告をすることが禁止されます。(条例第18条第1項及び第2項)

「陳列」とは、指定希少野生生物の個体やその皮、羽などの器官やはく製などの加工品を店内などに置くことをいいます。「広告」とは、陳列のように実物(その写真も含む。)を置くのではなくても、文字などで販売の意思を明示することをいいます。

### ⑤ 条例違反

条例に定める規制に違反した場合は、罰則が適用されます。罰則は規制内容に応じて定められており、最も重い罪は、指定希少野生生物を許可なく捕獲した場合などで、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。法人等の従業員がその法人の業務として違反行為をした場合は、行為者だけでなく、法人等にも罰金を適用する規定も定められています。(条例第58条から第62条)

## 3. 「指定希少野生生物」に関する保全の取組の支援

### ● 府民協働による保全回復事業

#### ◎ 保全回復事業計画の認定

保全団体等が府の保全回復事業計画に沿って、保全回復事業計画を策定した場合、府の認定を受け事業を行うことができます。(条例第32条第3項)

#### ◎ 保全団体の登録

保全団体が地域住民等と協働して指定希少野生生物の保全回復事業を行う場合、府の登録を受けることができます。(条例第35条)

#### ◎ 保全回復事業に関する協定の認定

登録団体は、より効果的に保全回復事業を実施するため、地域住民等との協働に関する協定を締結し、知事の認定を受けることができます。(条例第38条)

#### ◎ 保全回復事業に対する支援制度(補助事業)

登録団体が認定を受けた協定に係る事業を実施する場合、府から必要な支援を受けることができます。